

介護・看護職員が通勤困難の場合に宿泊助成を行います！

熊本県介護人材確保推進補助事業 (交通アクセス困難地域対象) 事業者募集のお知らせ

1 事業内容

平成28年熊本地震により、交通アクセスに大きく影響を受けた阿蘇郡市(阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村)に所在する介護施設等に勤務する介護職員(介護従業者・支援員含む)・看護職員(看護師・准看護師)が、通勤のため職務命令にて宿泊施設に宿泊した際、事業者(施設)が負担した宿泊費の一部を助成します。



通勤困難と判断



宿泊の職務命令



宿泊施設に宿泊
(宿泊費一部助成)



職務に従事

2 対象となる施設等

指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所

3 補助基準額

事業者が職務命令により介護職員・看護職員を宿泊させた宿泊施設※に支払った宿泊費の2分の1に相当する額以内の額(1泊につき5,000円が上限)。

※阿蘇郡市内の、旅館業法に基づく営業許可を取得している宿泊施設に限ります。

4 交付申請期限

令和2年(2020年)3月2日(月)まで

(随時、申請してください。ただし、宿泊した日から20日以内の実績報告する必要がありますので、早目に申請してください。)

※詳細・様式は熊本県ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 居宅介護班 池永
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL 096-333-2219 FAX 096-384-5052

熊本県介護人材確保推進補助事業 (交通アクセス困難地域対象)

事業実施～補助金交付の流れ

【関係法令】

熊本県補助金等交付規則(昭和56年7月23日規則第34号)

熊本県健康福祉補助金等交付要項 ※以下要項

熊本県介護人材確保推進補助事業費交付要領 ※以下要領

※詳細・様式は県庁ホームページをご覧ください。

※書類の提出先はすべて県庁高齢者支援課介護サービス班です。

1 補助金交付申請書・事業計画書提出(事業者)

締切:令和2年(2020年)3月2日(月)

申請書(要項別記第1号様式)、収支予算書(要項別記第2号様式)及び事業計画書(要領別記様式第1号)を提出

2 交付決定通知(県)

県から事業者に交付決定通知を送付

3 事業実施(事業者)

宿泊の職務命令→職員の宿泊→宿泊施設への宿泊費支払

※補助対象となる経費は平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月1日(2月29日宿泊分)の期間内の宿泊費です。

4 実績報告書提出(事業者)

実績報告書(要項別記第7号様式)、収支精算書(要項別記第2号様式)及び補助事業実績報告書(要領別記様式第3号)を提出

※実績報告書には宿泊ごとに対象職員名、命令発令日、発令者、宿泊施設等を記載します。

※通勤困難区間記載の通勤経路図、宿泊施設発行の領収書、当該月の勤務表(実績)、職員名が記載された組織体制図等の添付書類が必要です。

※事業完了の日(宿泊日)から20日を経過した日又は令和2年(2020年)3月13日のいずれか早い日までに提出してください。

5 交付確定通知(県)

実績に基づき、交付確定額を通知

6 交付請求書提出(事業者)

請求書(要項別記第9号様式)を提出

7 補助金交付(県)

補助金を事業者に送金(振込)